

社会福祉法人熱田福祉会

役員等の報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熱田福祉会（以下「法人」という）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等に対して、報酬は支給しない

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、またはその他の会議に出席するための費用を弁償する。

2 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

3 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

ただし、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会へ出席した場合は、名古屋市内在住者については1回500円、名古屋市外在住者については1回1,000円を弁償する。

4 宿泊料は、職員の旅費規程に準じて支払う。

(改正)

第3条 この規程の改正については、定款第9条及び第23条に基づき、理事会の議決を要する。

付則

この規程は、2017年6月16日から施行する。